

# 令和3年 鱒ヶ沢町農業委員会 第6回定例総会会議録

令和3年6月10日（木）午前10時00分開議  
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番 兼岡 正英	10番 兼平 昭光
2番 神 文人	11番 對馬 孝
3番 三上 三樹	12番 木村 重美
4番 佐藤 松子	13番 工藤 清
5番 木村 暢子	
6番 木村 賢一	
7番 工藤 修二	
8番 工藤 文信	
9番 井上 豊久	

◎欠席委員 0名

事務局	1. 開会 ただ今より令和3年第6回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	「異議なし」という声あり
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命  会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を4番の佐藤松子委員、12番の木村重美委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長  事務局	<p>4. 諸般の報告  諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号  令和3年5月25日  農地法第3条許可申請に係る事前調査会  場 所：湯舟町字若山地内 外1件  出席者：木村暢子委員、兼平昭光委員、寺沢里志推進委員、事務局（齊藤、齋藤）</p> <p>以上、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>5. 議案の上程  議案の上程を致します。</p> <p>議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第20号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第21号 「令和2年度鱒ヶ沢町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和3年度鱒ヶ沢町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」情報の公表の件について</p> <p>以上3議案を上程致します。</p>
議長  事務局	<p>6. 議案の審議  議案の審議に入ります。議案第19号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第19号番号18番から番号19番について説明致します。</p> <p>番号18  農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字西岩木山38番地  地 目 登記簿 畑  現 況 畑  面 積 6,977㎡  3条無償移転</p>

事務局

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。  
贈与による所有権移転です。

番号 19

農地の所在 鯨ヶ沢町大字湯舟町字七尾 12 番地

地目 登記簿 畑

現況 樹園地

面積 4,809㎡

外田 17 筆 畑 8 筆 合計 26 筆

面積 田 15,521㎡ 畑 20,734㎡

合計面積 36,255㎡

3 条無償移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

贈与による所有権移転です。

以上 2 件を申し上げましたが、資料 6 頁をご覧ください。

第 2 項の第 1 号から第 7 号までありますが、第 7 号をご覧ください。

番号 18 番は現在野菜を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。

番号 19 番は現在水稻及びりんごを栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。

番号 18 番から番号 19 番の所有権移転につきましては 5 月 25 日、農業委員の佐藤松子委員、兼平昭光委員、寺沢里志推進委員と事務局が現地を確認しまして、周辺の農地の利用状況を確認しております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

それでは議案 19 号番号 18 番から番号 19 番について早速審議に入ります。  
議案 19 号番号 18 番から番号 19 番につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようにお願いします。

議場

「異議なし」という声あり

議長

異議なしとのことでするので、採決致します。議案 19 号番号 18 番から番号 19 番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案 19 号番号 18 番から番号 19 番農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

議長 それでは議案第20号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画についての承認ですが、農地中間管理機構（一括方式）の番号137番から138番は、議事参与の制限の規定に該当する案件ですので、関連する木村賢一委員には一時退席をお願いします。

議場 (一時退席)

議長 それでは議案第20号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画について番号137番から138番の説明を事務局に求めます。

事務局 議案第20号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画について番号137番から138番の説明をいたします。15頁をお開き下さい。

番号137

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字成沢19番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,036㎡

外 3筆 合計4筆

合計面積 4,986㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 全部で39,700円で契約しております。

番号138

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字大曲33番地2

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,798㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 全部で46,300円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、議案第20号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画について番号137番から138番について説明がありましたが、この件につきましてご異議ご質問等を許します。

議長                    なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場                    「異議なし」という声あり

議長                    異議なしとのことですので、それでは採決致します。  
議案第20号農地中間管理機構（一括方式）の番号137番から138番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場                    （全員挙手）

議長                    全員賛成ですので、議案第20号農地中間管理機構（一括方式）の番号137番から138番について、原案のとおり承認することに決定いたします。

議場                    （木村賢一委員着席）

議長                    続いて、ただ今承認された以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局                議案第20号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 7頁をご覧ください。

1. 所有権移転

件数		0件
地目別面積	田	0㎡
	畑	0㎡
	樹園地	0㎡
	計	0㎡

2. 利用権設定

再設定	1件	2, 333㎡
新規	11件	77, 595㎡
計	12件	79, 928㎡

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0㎡
3年から5年契約	18筆	45, 681㎡
6年から9年契約	0筆	0㎡
10年以上の契約	7筆	34, 247㎡
計	25筆	79, 928㎡

## 貸手・借手内訳

貸手農家	12名
借手農家	7名

## 地目別面積

田	42,082 m <sup>2</sup>
畑	37,846 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	79,928 m <sup>2</sup>

## 3. 総地目別面積

田	42,082 m <sup>2</sup>
畑	37,846 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	79,928 m <sup>2</sup>

## 4. 農地中間管理機構

出し手農家	6名
受け手農家	5名

## 地目別面積

田	24,902 m <sup>2</sup>
畑	5,302 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	30,204 m <sup>2</sup>

それでは8頁をお開き下さい。  
 利用権の設定の詳細について説明いたします。

## 番号120

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田29番地3

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 2,036 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 5年

使用貸借

## 番号121

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上清水崎254番地

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 6,961 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです

利用目的 畑  
期間 5年  
賃貸料 全部で20,000円で契約しております。

番号122  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字鹿子石5番地1  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 2,591㎡  
外2筆 合計3筆  
合計面積 5,973㎡

新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田(大豆)  
期間 5年  
賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号123  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲19番地  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 3,902㎡  
外8筆 合計9筆  
合計面積 21,224㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田(大豆)  
期間 5年  
賃借料 全部で200,000円で契約しております。

番号124  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲44番地2  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 2,515㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田(大豆)  
期間 5年  
賃借料 10a当り10,000円で法定相続人と契約しております。

番号125  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲86番地1  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 1,720㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田 (大豆)

期 間 5年

賃借料 10 a 当り 10,000 円で法定相続人と契約しております。

番号 126

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字餅ノ沢 84 番地 1

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 6,815 m<sup>2</sup>

外 1 筆 合計 2 筆

合計面積 9,902 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 10年

賃借料 10 a 当り 3,000 円で契約しております。

番号 127

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字東田大堤ノ沢 64 番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2,333 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10 a 当り 10,000 円で法定相続人と契約しております。

番号 128

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字新沢 41 番地 1

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 2,919 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 5年

賃借料 10 a 当り 5,000 円で契約しております。

番号 129

農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字七尾 310 番地

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 4,540 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 10年

賃借料 全部で15,000円で法定相続人と契約しております。

番号130

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲201番地1

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 11,488㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 10年

使用貸借 法定相続人と契約しております。

番号131

農地の所在 鱒ヶ沢町大字浜横沢町字応坂5番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 4,453㎡

外2筆 合計 3筆

合計面積 8,317㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り0.5俵で契約しております。

番号132

農地の所在 鱒ヶ沢町大字姥袋町字地割出戸72番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 7,899㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 全部で12俵（玄米）で契約しております。

番号133

農地の所在 鱒ヶ沢町大字姥袋町字下夕野33番地

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 789㎡

外 田 1 筆 畑 5 筆 合計 7 筆  
田 7 7 m<sup>2</sup> 畑 3, 7 9 9 m<sup>2</sup> 合計面積 3, 8 7 6 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 畑  
期 間 1 0 年  
使用貸借で契約しております。

番号 1 3 4  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字松代町字白沢 3 2 5 番地  
地 目 登記簿 畑  
現 況 畑  
面 積 1, 5 0 3 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 畑  
期 間 1 0 年  
賃借料 全部で 4, 5 0 0 円で契約しております。

番号 1 3 5  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字中坪 1 3 9 番地  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 4, 1 0 2 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 1 0 年  
賃借料 全部で 4 1, 0 0 0 円で契約しております。

番号 1 3 6  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋前田 2 0 6 番地  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 2, 0 4 0 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 畑  
期 間 1 0 年  
賃借料 全部で 2 俵（玄米）で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

それでは議案第 1 8 号について審議に入ります。  
議案第 1 8 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

議長	<p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
井上豊久委員	<p>9番井上です。123番利用権設定の期間10年と聞いていますが、間違いなのではないか？</p>
事務局	<p>契約書を確認したところ、期間5年で記名、捺印しているので間違いではありません。</p>
議長	<p>他に質問はございませんか。</p>
議場	<p>「異議なし」という声あり</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第20号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第20号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定致しました。</p> <p>続きまして議案第21号、「令和2年度鱒ヶ沢町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「令和3年度鱒ヶ沢町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」情報の公表の件について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第21号のご説明を申し上げます。17ページをご覧ください。令和2年度の活動に対する点検・評価(案)については、農業委員会の適正な事務実施についてに基づき、令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)については、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、町ホームページ上で公表し意見等を求めるものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第21号について審議に入ります。</p> <p>議案第21号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
議場	<p>「異議なし」という声あり</p>

